

令和5年11月9日

新入児童保護者 様

宇都宮市立五代小学校長 長谷川 昌弘

学校徴収金の集金手続きについて

晩秋の候、保護者の皆さまにはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、入学後の学校徴収金（給食費・補助教材費等）の納入につきましては、紛失の恐れや集金事務の効率化を考慮し、本校では預金口座引き落としとさせていただいております。

つきましては、令和6年5月から振替が開始できますよう、預金口座振替払いに関する届出書の提出をお願いします。

記

1. 取扱い金融機関

足利銀行または**栃木銀行**

上記の銀行に口座をお持ちでない方は、いずれかの銀行で口座の開設をお願いします。

2. 手続きについて

（１）足利銀行または栃木銀行のどちらか一方を選び、各銀行の申込用紙に記入する。

- ・足利銀行…白色の用紙、栃木銀行…緑色の用紙
- ・記載例を参考に、太線で囲んだ部分のみをボールペンで記入・押印してください。

（２）最寄りの銀行へ行き、窓口で口座確認をしてもらう。

- ・名義人や届出印の確認が行われたあと、用紙が返却されます。

（３）（２）で返却された用紙を五代小学校に提出する。

※ただし栃木銀行の「預金者控」は提出不要です。お手元で保管してください。

3. 提出方法

次のいずれか都合のよい方法で、ご提出ください。

- ① 在校児童（兄弟等）を通して届ける。
- ② 直接学校に届ける。（2階職員室）
- ③ 郵送する。

【送付先：〒321-0135 宇都宮市五代2-22-33 宇都宮市立五代小学校 青木宛】

4. 提出締切日

令和5年12月22日（金）までに学校までご提出ください。

5. その他

本校以外の小学校に入学される方は、届けは不要ですが、その旨学校に連絡をお願いします。

不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。

宇都宮市立五代小学校
事務担当：青木
TEL：653－8531

足利銀行 記入例 (白色の用紙)

預金口座振替依頼書

年 月 日

足利銀行 御中

収納企業名	五代小学校										
預金口座	(フリガナ) コタ イ タロウ	銀行への届出印		足利 本店		銀行 支店					
預金者名	五代 太郎		銀行コード		0 1 2 9 1 0 0		預金費目		1. 普通 2. 当座		
			口座番号		1 2 3 4 3 2 1						
振替日	収納企業の指定する日 (銀行休業日の場合は翌営業日)						自振コード	0 5 0 1 0 8 0 0			
							契約者番号				

振替口座の名義人(保護者もしくは児童本人等)の氏名を書きます

どちらかに○をつけてください

くっきりと捺します

お子さんの氏名を記入します

2枚目のこの欄にも届出印を捺します

(収納企業使用欄)											
契約者名	(フリガナ) コタ イ イチカ	料金等の収納依頼企業名		必ず記入してください。							
住所	宇都宮市五代2-22-33 (〒321-0135) (☎028(653)8531)			料金等の種類							
契約者番号等											

【記入時のお願い】

- ☆ 欄は記入不要です。
- ☆ 記入を間違えてしまった場合には、銀行印を訂正印として該当箇所に押印して、訂正してください。
その際は、2枚目も忘れずに訂正印をお願いします。
- ☆ 文字は下の用紙にも写るようはっきりとお書きください。ゲルインキペンだと写りにくいことがあります。
- ☆ 印鑑は印影が欠けないようくっきりと捺してください。※2枚目にも忘れずに押してください。

【提出時のお願い】

- ☆ 必ず銀行の窓口で口座と銀行印の確認を受けてから、窓口で返却された書類を学校へ提出してください。

栃木銀行 記入例 (緑色の用紙)

学校費預金口座振替依頼書

栃木銀行 御中

必ず記入してください。

・太枠の中をご記入ください。

依頼日	年	月	日	自振コード	0	4	2	0	0	6	6	7	
学校名	五代小学校								料金等の種類		学校費		
児童生徒	(フリガナ)	ゴ ダイ イチ カ											
	氏名	五 代 一 花 様											
	学年	組	生徒番号										
預金者 (保護者)	住所	〒 321 - 0135 宇都宮市五代 2-22-33								電話番号 (028) - (653) - (8531)			
	(フリガナ)	ゴ ダイ タ ロ ウ										お届け出印	
	氏名	五 代 太 朗										くっきり 捺します (5代) (2枚目にも押印)	
	指定口座	金融機関名	支店名		科目	口座番号							
	栃木銀行	本店		支店	1. 普通	1	2	3	4	3	2	1	
金融機関コード	0517	店番		振替開始	年 月 支払分								
		振替日	学校が指定する日		替金額	学校が請求する金額							

どちらかに○をつけてください

【記入時のお願い】

- ☆ 欄は記入不要です。
- ☆ 記入を間違えてしまった場合には、銀行印を訂正印として該当箇所に押印して、訂正してください。その際は、2枚目も忘れずに訂正印をお願いします。
- ☆ 文字は下の用紙にも写るようはっきりとお書きください。ゲルインキペンだと写りにくいことがあります。
- ☆ 印鑑は印影が欠けないようくっきりと捺してください。※2枚目にも忘れずに押してください。

【提出時のお願い】

- ☆ 必ず銀行の窓口で口座と銀行印の確認を受けてから、窓口で返却された書類を学校へ提出してください。ただし「預金者控」は提出不要です。お手元で保管してください。

令和5年4月27日

第1学年保護者様

宇都宮市立五代小学校

校長 長谷川 昌弘

令和5年度 学校徴収金のお知らせ

保護者の皆様におかれましては、日ごろより本校の教育活動にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて今年度の学校活動に必要な経費につきまして、次のとおりお知らせいたします。口座引落しにより集金させて

いただきますので、振替日前日までに集金用口座への入金等をご確認ください。

なお、行事の見直し等により購入や実施を行わなかった費用につきましては、年度途中の集金計画の見直しの実施や年度末の返金等にて対応させていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

月額納入金額

会計名	4月	5月	6月	7月	8月	9月
給食費	0	8,800	4,400	4,400	0	4,400
1学年費A(個別購入学年費)	0	3,030	3,030	3,030	0	3,030
1学年費B(共同購入費)	0	300	300	300	0	300
1学年費C(校外学習費等)	0	700	0	0	0	0
P T A会費	0	350	700	350	0	700
P T A慶弔	0	10	20	10	0	20
手をつなぐ親の会	0	0	100	0	0	0
日本スポーツ振興センター	0	460	0	0	0	0
合計	0	13,650	8,550	8,090	0	8,450

会計名	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
給食費	4,400	4,400	4,400	4,400	8,800	0	48,400
1学年費A(個別購入学年費)	3,030	3,030	3,030	0	0	0	21,210
1学年費B(共同購入費)	300	300	300	0	0	0	2,100
1学年費C(校外学習費等)	4,000	0	0	0	0	0	4,700
P T A会費	350	350	350	350	700	0	4,200
P T A慶弔	10	10	10	10	20	0	120
手をつなぐ親の会	100	0	0	0	0	0	200
日本スポーツ振興センター	0	0	0	0	0	0	460
合計	12,190	8,090	8,090	4,760	9,520	0	81,390

※本校の上学年に兄弟がいる場合、下学年のお子様のPTA会費は毎月300円（6・9・2月は600円）に減額となり、手をつなぐ親の会費は兄弟のみ集金となります。

※宇都宮市の指針により、就学援助申請中の場合でも、認定が確定するまでは給食費を集金させていただきます。

認定が確定しましたら、以降の給食費の集金は免除、集金済み分は就学援助費より支給(返金)させていただきますので、ご了承ください。

口座振替予定日

集金月	4・5月分	6月分	7月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2・3月分
振替日	5月8日	6月5日	7月5日	9月5日	10月5日	11月6日	12月5日	1月5日	2月5日

学校集金についてQ & A

Q1 学校集金とはなんですか？

A1 お子さんが学校において教育を受ける際にかかる経費のうち、保護者の方に負担していただく経費のことです。日本では法律により、授業料・教科書代・人件費・建設費・維持管理費・備品費等については国や地方公共団体が賄うことになっています。

本校では、下記の費目について保護者の方に負担していただいております。

- ・給食費：給食の食材料費（人件費や光熱水費は市負担）
- ・学年費A（個別購入学年費）：ドリル、テスト、図工の作品キット、理科の実験キット等
- ・学年費B（共同購入学年費）：各学年・教室で使う模造紙やのり、野菜の種など1人1個〇円で換算できないもの
- ・学年費C（校外学習費等）：校外学習費、芸術鑑賞費等
- ・PTA会費：PTA活動に必要なもの
- ・PTA慶弔費：児童やPTA会員の慶弔に関する費用（香料や見舞金、お祝い金等）
- ・日本スポーツ振興センター共済掛金：学校でけがをしたときに医療費等が支給される災害共済給付制度への加入金

Q2 どのような方法で納入するのですか？

A2 毎月5日に各家庭の登録口座から振替えます。振替日が休日の時は翌営業日です。第1回口座振替日は入学後の令和6年5月7日を予定しています。

Q3 毎月どのくらい支払いますか？

A3 1年生の集金額は別紙を参考にしてください。

- ・給食費月額が学年によってパンやごはんの量が違うため、金額が異なります。

1・2年生 4,400円 3・4年生 4,500円 5・6年生 4,600円

- ・学年費A・B・Cは、学年によって使用予定額が異なります。年度初めに集金予定額をお知らせしますので、そちらでご確認ください。

Q4 集金口座の残高が足りなかったらどうなりますか？

A4 振替日（毎月5日および再振替日）に残高が足りない場合には、その月は『振替不能』として、口座振替を停止します。口座の残高がマイナスになることはありません。その月の集金については、現金で納入してください。

口座振替ができなかったご家庭には、お子さんを通じて『現金集金の封筒』を配布しますので、期限までに納入してください。

お子さんに多額の現金を持たせないためにも、口座残高の確認をよろしくお願いします。

Q5 経済状態が苦しくなり、集金の支払いが難しくなっていました。

A5 宇都宮市では「就学援助」という制度があり、お子さんが在籍する間はいつでも申請できます。詳しくは別紙の資料をご覧ください。認定されると申請した月から支給が始まります。入学後に改めてお知らせしますので、希望される方は担任にお申し出ください。申請に必要な書類をお渡しします。

Q6 経費がどのように使われたか知らせてもらえますか？

A6 決算書で内容をお知らせします。遠足・宿泊学習は行事終了後、その他の費目は年度末にお知らせします。

Q7 1週間以上入院する予定です。食べなかった分の給食費はどうなりますか？

A7 連続7日以上欠席が見込まれる場合は早めに担任にご相談ください。申し出の後、給食材料を停止する手続きに約2日間かかりますが、停止後の欠食分を後日返金します。

Q8 転校することになりました。どうすればよいのですか？

A8 いろいろと手続きがありますので、早めに担任にご連絡ください。
集金関係では、銀行への次月口座振替データ停止の報告や、給食費の日割り返金処理・配付済教材の集金などを転出までに完了しなければなりません。

Q9 途中で振替口座を変更できますか？

A9 変更できます。
ただし、足利銀行もしくは栃木銀行の口座以外の登録はできません。
変更される場合は担任にお知らせください。登録用紙をお渡しします。
＊ 申請から変更まで約2ヶ月かかりますのでご了承ください。

Q10 双生児の場合は、登録用紙はどうすればよいのですか？

A10 お子さん1人につき、1件の登録になります。
お手数ですが、2枚提出してください。

Q11 口座の登録用紙を提出しましたが、五代小学校に入学しないことになりました。登録用紙の扱いはどうなりますか？

A11 学校に提出された登録用紙は、その後銀行にてデータ入力が始まります。そのため、登録用紙をお返すことはできません。入学しないお子さんについては、判明した時点でデータの削除を依頼します。但し、削除が間に合わず、初回の振替が実行されてしまった場合には、学校より登録口座へ振込みにて返金いたしますのでご了承ください。

Q12 口座の登録用紙の提出を忘れていました。どうすればよいのですか？

A12 なるべく早く銀行で口座の確認を受けて、学校へ提出してください。銀行での登録が間に合えば、5月から口座振替をいたします。間に合わない場合は6月から口座振替をいたしますので、4・5月分につきましては、現金で集金をいたします。
なお、提出締切までに登録用紙が提出されていない場合は担当より連絡をいたします。

その他、不明な点がございましたら、学校までお問い合わせください。

「就学援助制度」を知っていますか？



宇都宮市では、経済的理由で小中学校に通うお子さんの学用品の購入や学校給食費の支払いにお困りのご家庭に対し、その一部を支援する「就学援助制度」を設けています。

Q1：どんな家庭が支援を受けることができるの？

A1：生活保護を受給している世帯（要保護）と、それに準じて困窮している世帯（準要保護）が支援対象（認定）になります。

《準要保護世帯として認定となる世帯》

① 世帯全員の前年所得が生活保護基準の1.3倍未満の世帯

生活保護基準は世帯構成（人数・年齢等）や家賃の有無等により異なります。

『モデル世帯』 認定の基準となる 所得金額の目安 (令和3年度)	世帯人数	2人		3人	4人
	世帯構成	大人1人 小学生1人	大人1人 中学生1人	大人1人 小学生1人 中学生1人	大人2人 小学生1人 中学生1人
	前年中の世帯全員の 総所得金額	220万円程度	230万円程度	290万円程度	300万円程度

② ひとり親家庭で児童扶養手当の受給が決定した世帯

③ 病気・災害などで収入が著しく減少した世帯 など

Q2：どんな支援を受けることができるの？

A2：給食や校外活動（遠足、冒険活動等）、修学旅行の費用が全額支給されるほか、学用品通学用品費やPTA児童生徒会費、クラブ活動費が定額で支給されます。

◇主な支給内容（定額のもの）

	【参考】令和5年度の支給内容（年額）		
	小学校	中学校	備考
学用品通学用品費	1年 11,630円	1年 22,730円	認定月日によって月割り
新入学学用品費等	1年 54,060円	1年 63,000円	入学準備金を受け取っていない、4月認定の1年生に限りです。
PTA・児童生徒会費	3,600円	6,000円	認定月日によって月割り
クラブ活動費		11,000円	認定月日によって月割り

※ 認定となっても、給食費等の学校集金や修学旅行等の積み立ては原則免除されません。

※ 生活保護（要保護）世帯は、修学旅行費を除き、生活保護費が支給されます。

Q3：申請はいつすればいいの？

A3：入学後、学校から申請書を受け取り、4月中に学校へ申請書を提出してください。

Q4：いつ頃、どのように支給されるの？

A4：年3回（7、12、3月）、学校を通じて支給されます。

★その他、ご質問・ご相談がございましたら下記連絡先までお問い合わせください。

宇都宮市教育委員会事務局 学校管理課 就学グループ
（市役所13階 電話：632-2724 平日：8：30～17：15）

